

お知らせ

Information

●個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は、8月31日(水)です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの銀行、農協、漁協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含みます。)などの金融機関若しくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のものに限ります。)または県税事務所で納付してください。

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングやATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください(ただし、領収証書が発行されません。)

また、納税には便利で安全な口座振替制度もあります。

問い合わせ先

愛知県知多県税事務所課税第一課
県民税・事業税グループ
☎(89)8174

●住宅用地の利用状況が変わった場合は申告が必要です

住宅用地は、税負担を軽減するため、所有者からの申請により課税標準の特例措置が適用されます。

住宅用地について課税標準の特例措置を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用状況

今月の納税など

町県民税	2期分
国民健康保険税	1期分
介護保険料	1期分
後期高齢者医療保険料	2期分
納期限は 8月31日(水) です。	

※ 口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。

犬や猫の飼い方のマナーを守りましょう

動物を好きな人もいれば、苦手な人もいます。自分の飼っている犬や猫が、知らない間に近所の方に迷惑をかけているかもしれません。マナーを守って飼いましょう。

【犬】

犬の散歩は、フンの後始末ができる用意をして出掛け、責任をもって持ち帰るようにしましょう。

また、放し飼いは危険ですので、やめてください。

【猫】

猫はできるだけ屋内で飼いましょう。また、飼い主のいない猫に無責任にエサを与えないようにしましょう。

■問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48)1111 (内1211)

が次のように変わった場合には、申告が必要となります。

- ▽さら地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽店舗等併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽土地の利用状況を変更した場合
(例：隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111 (内1109・1110)

●家屋の新築、増築、取り壊しをされた方へのお知らせ

家屋についての固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋については、固定資産評価額算定のための調査をする必要があります、取り壊した家屋

については、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。新築、増築、取り壊しをされた方、または年末までにこれらの予定がある方はお知らせください。

また、一定の条件の下で家屋を改修した方については、固定資産税が減額となる制度があります。

- ▽耐震改修減額
- ▽バリアフリー改修減額
- ▽省エネ改修減額

これらの制度の適用を受けるためには、申告が必要になります。

申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111 (内1109・1110)

●児童扶養手当・愛知県遺児手当・阿久比町遺児手当の現況届を提出してください

8月は現況届の提出月です。提出が必要な方には、それぞれの届出用紙をお送りします。現況届が提出されない場合、手当の支給が停止されますので、期日までに必ず提出してください。

■提出期間

8月1日(月)～31日(水)

提出・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係
☎(48)1111 (内1123)